



第Ⅳ章

緑地の保全及び緑化の 推進のための施策

1. 人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまちづくり
2. 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり
3. 災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり
4. 地域の個性や資源を大切にしたい美しいまちづくり
5. 公民連携による活力のあるまちづくり

第Ⅳ章では、
第Ⅲ章で設定した施策の基本方向をもとに、
具体的な施策内容を示しています。

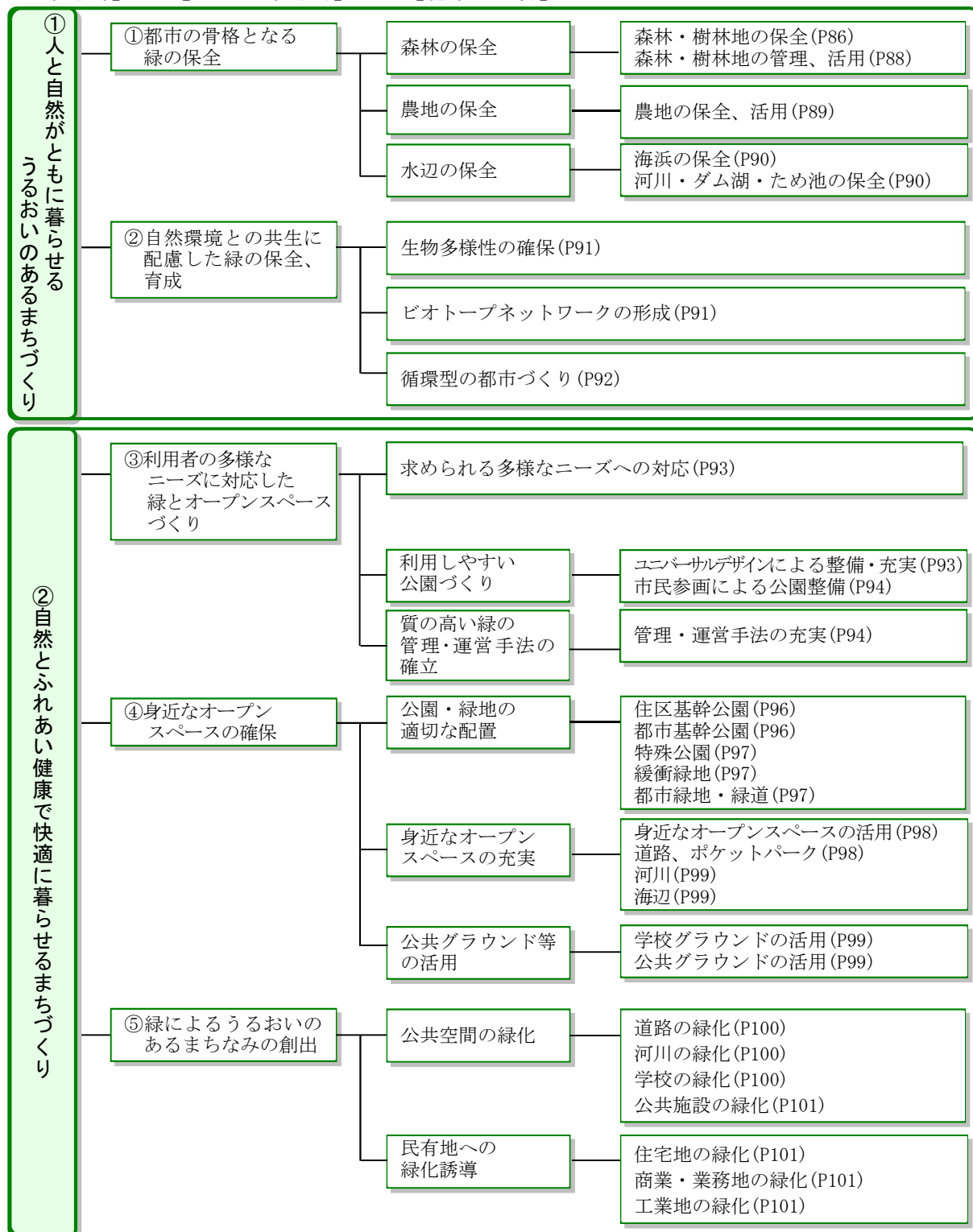
第Ⅳ章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

■施策の体系

【5つの基本方針】

【10の基本方向】

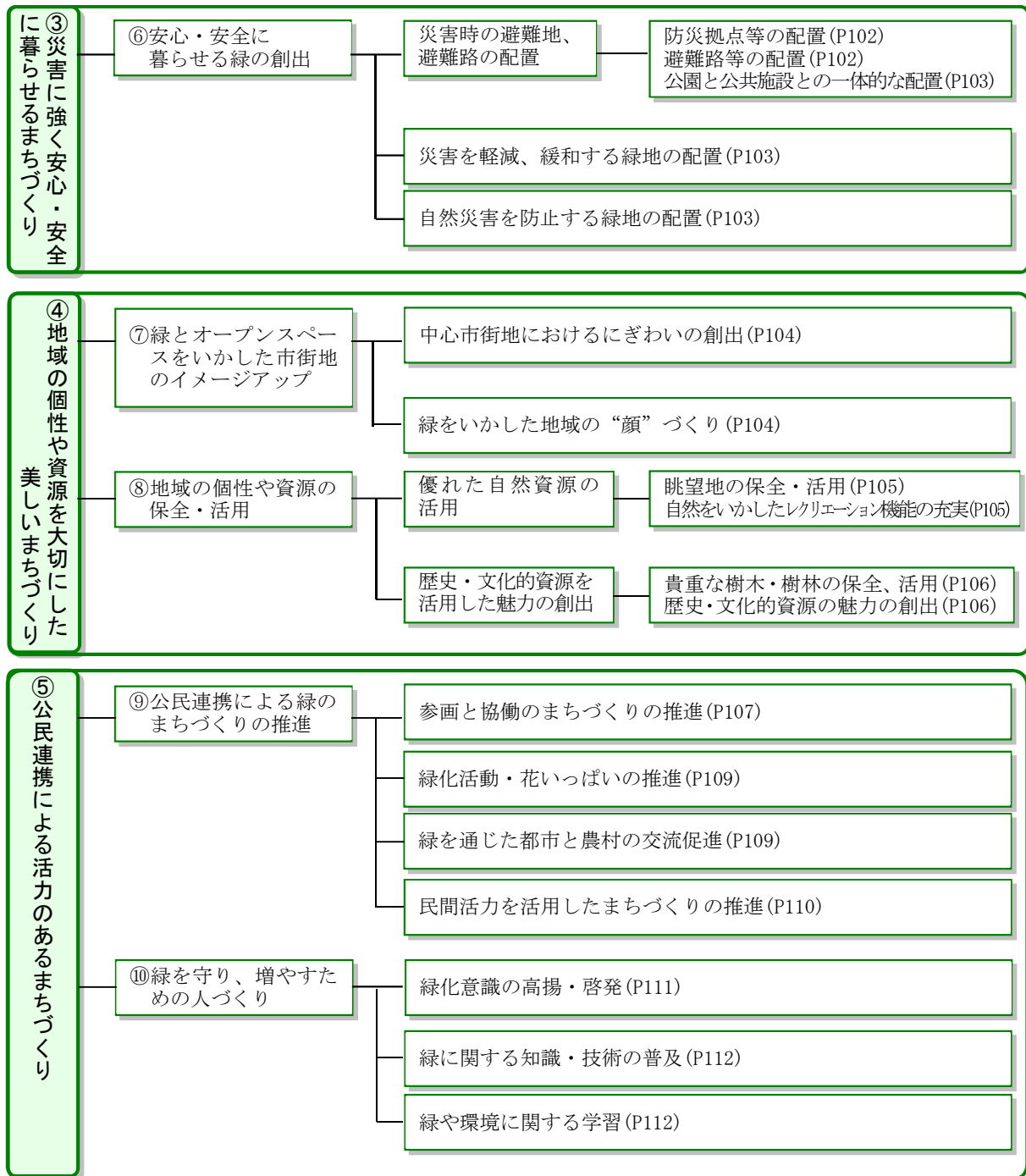
【施策の内容】



【5つの基本方針】

【10の基本方向】

【施策の内容】



1. 人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまちづくり

【基本方向 ①】 都市の骨格となる緑の保全

都市の骨格を形成している森林・樹林地、農地、水辺といった「水と緑」を後世に伝えていくために、適切な維持管理と指導・誘導により、将来にわたり保全していきます。

(1) 森林の保全

各種法制度を活用した森林・樹林地の保全に努めるとともに、適切な維持・管理と森林整備・再生を進めます。

1) 森林・樹林地の保全

施策・事業	施策の概要																
自然公園 (自然公園法)	- 優れた自然の風景を守り、その利用の拡大を進めるため、自然公園法に基づき指定する国立公園、国定公園、都道府県立自然公園。周南市では、瀬戸内海国立公園と石城山県立自然公園が指定されています。 - 工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採取または土砂の採取、河川等の水位または水量の増減、汚水または廃水の排水、広告物の表示、水面の埋立または干拓、土地や海底の形状の変更、植物の採取または損傷、建築物の色彩等の許可に関する規制があります。 [瀬戸内海国立公園] - 第1種特別地域（岩島）、第2種特別地域（太華山、洲島、樺島）、第3種特別地域（黒髪島ほか）、普通地域（大島半島の大部分、大津島の一部と瀬戸内海） <指定状況> 1,651ha（平成30(2018)年度） [石城山県立自然公園] - 第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域（黒岩峡周辺等） <指定状況> 649ha（平成30(2018)年度）																
保安林 (森林法)	- 災害の防止や公共の福祉の増進を目的として、立木の伐採、造成等の行為について厳しい制限が課せられた森林です。 - 周南市の保安林は主に<u>水源涵養</u>及び土砂流出防備保安林からなります。種類としては、他に魚つき、保健等の保安林があります。 <指定状況> <table> <tr> <td>水源涵養</td><td>7,509ha</td></tr> <tr> <td>土砂流出防備</td><td>2,895ha</td></tr> <tr> <td>土砂崩壊防備</td><td>11ha</td></tr> <tr> <td>干害防備</td><td>7ha</td></tr> <tr> <td>魚つき</td><td>30ha</td></tr> <tr> <td>保健</td><td>223ha</td></tr> <tr> <td>風致</td><td>131ha</td></tr> <tr> <td>計</td><td>10,632ha（平成30(2018)年度）</td></tr> </table>	水源涵養	7,509ha	土砂流出防備	2,895ha	土砂崩壊防備	11ha	干害防備	7ha	魚つき	30ha	保健	223ha	風致	131ha	計	10,632ha（平成30(2018)年度）
水源涵養	7,509ha																
土砂流出防備	2,895ha																
土砂崩壊防備	11ha																
干害防備	7ha																
魚つき	30ha																
保健	223ha																
風致	131ha																
計	10,632ha（平成30(2018)年度）																

施策・事業	施策の概要
地域森林計画対象民有林 (森林法)	・森林の保持培養と森林生産力の増進を図るため森林の整備保全に関する計画を定めた民有林で、周南市の森林の大部分が該当します。 ・面積1ha以上の開発について、残すべき緑地面積の割合(20%以上)等、一定の制限があります。 <指定状況> 49,539ha(平成29(2017)年)
市街化調整区域 (都市計画法)	・市街化を抑制すべき区域として指定します。 ・農林漁業等の用途以外での開発・建築行為が規制されます。
開発許可制度 (都市計画法)	・都市計画区域で開発行為を行う際に事前に市長の許可が必要となります。市街化区域では原則1,000㎡以上の開発が対象となります。 ・市街化調整区域では、一定の条件を満たす開発以外は規制を受けます。 ・一定要件以上の開発においては、開発区域の面積の3%以上の公園・緑地等の設置が必要となります。
特別緑地保全地区、緑地保全地域 (都市緑地法)	[特別緑地保全地区] ・都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地等の地区が単独若しくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害または災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となります。 ・造成や建築等の緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれのある行為は許可されず、不許可のために損失を受けたものに対しては、その代償として損失補償、土地の買い取り制度があります。 [緑地保全地域] ・里地・里山等都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。 ・造成や建築等の行為について、県知事等への届出が必要になります。県知事等は、緑地の保全のために必要があると認めるときは、緑地保全計画で定める基準に従い、行為の禁止若しくは制限、または必要な措置を講ずることを命令することができます。
風致地区 (都市計画法)	・丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境がある土地等に、都市の風致を維持するために指定する地区です。 ・造成や建築等の行為に条例で定める一定の制限があります。
市民緑地制度 (都市緑地法)	・民有地緑地の保全及び利用の増進を図るため、地方公共団体または、緑地管理機構が土地所有者からの申し出により契約を締結し、一定期間市民が利用する緑地として設置・管理する緑地です。

施策・事業	施策の概要
緑地管理機構制度（都市緑地法）	・NPO法人等の団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。
緑地環境保全地域、自然記念物（山口県自然環境保全条例）	・森林、湖沼、溪谷等の所在する地域のうち、良好な自然環境を形成している緑地の区域を保全するため、緑地環境保全地域が指定されています。緑地環境保全地域では、指示標識、解説板等を設置するとともに、山口県自然保護指導員を配置し、動植物等の捕獲・採取の取締、ゴミ処理、火災予防等の指導を行っています。 ・学術的価値のある樹木、樹林を自然記念物として指定し、保全に努めています。 <指定状況> 緑地環境保全地域（高瀬峡地区、阿弥陀寺・苔谷地区（防府市にまたがる）） 自然記念物（中須八幡宮樹林、二俣神社樹林、飛龍八幡宮樹林、松原八幡宮樹林）

2）森林・樹林地の管理、活用

施策・事業	施策の概要
生活環境保全林管理事業	・生活環境保全林（長野山、高瀬湖、太華山、烏帽子ヶ岳）の適正な管理を行います。 ・生活環境保全林は保健休養、レクリエーション活動の場として、市民に広く開放します。
公有林保育事業	・市有林の造林及び再造林を計画的に行い、市有林の資源の保続、培養を図り、基本財産の造林と公益機能の増進を図ります。
地域が育む豊かな森林づくり推進事業	・山口県では、荒廃が深刻化している森林を適正に維持管理し、県民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、森林の整備を目的とした独自の税制として、平成17(2005)年4月1日から「やまぐち森林づくり県民税」が導入され、荒廃森林の再生事業が進められています。
森林経営管理推進事業（森林経営管理法）	・林業経営の効率化及び森林管理適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的に事業が進められています。

(2) 農地の保全

法制度に基づく農用地の保全に努めるとともに、環境保全型農業や棚田の保全といった地域の取り組みを支援し、また、状況に応じて市民農園・観光農園としての利用を図ります。

1) 農地の保全、活用

施策・事業	施策の概要
農業振興地域 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)	- 農業振興地域では、市が農業振興地域整備計画を定め、農業上の土地利用を確保すべき区域として農用地区域を指定します。 - 農用地区域では、開発行為の規制など土地利用制限がかかります。 - 計画の適切な管理により、引き続き、優良農地の保全・確保に努めます。 <令和2(2020)年1月現在> 農用地区域面積 2,004ha
地域ぐるみでの農地の保全	食糧の供給だけでなく、環境保全や教育・防災など、農地の持つ多面的機能を踏まえ、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策などにより、地域ぐるみで農地や農村環境を守る活動を支援します。
市民農園 (特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律)	- 市民農園を活用し、都市住民等に農業生産・農業体験の場を提供します。 - 土とのふれあいを通した市民の緑への理解の促進を図ります。 <令和元(2019)年度実績> 6箇所 103区画(うち86区画契約)
観光農園の活用	- 農産物の高付加価値化やグリーンツーリズムの場づくりを図るため、観光農園の育成を図ります。 - 市内外への積極的なPR等により支援します。 <観光農園の現状> 須金フルーツランド(15園)、他4園(大島、八代、鹿野)
環境保全型農業の普及促進	- 農業者ぐるみで化学肥料や化学合成農薬の低減を図り、自然にやさしい先進的な営農活動に対し、支援、普及・啓発、PRを図ります。 <実績> エコファーマー認定 77人(令和2(2020)年3月現在) - 稲作等の耕種農家から畜産農家への稲わら等の提供や、畜産農家から耕種農家への堆肥の提供等、耕種農家と畜産農家の耕畜連携による<u>循環型農業</u>の取り組みを促進します。 <実績> 耕畜連携稲わら交換の実施ほ場面積 約6ha(令和元(2019)年度)
棚田オーナー制度	美しい棚田景観を形成している農地は、棚田オーナー制度の取り組みを進め、貴重な地域の景観資源として地域と連携した保全を進めます。 <実績> 中須北地区(令和元(2019)年度 3家族、令和2(2020)年度 4家族)

(3) 水辺の保全

瀬戸内海に面する海浜や河川・ダム湖・ため池の水辺については、規制・誘導等による保全と、自然環境に配慮した護岸整備等を進めます。

1) 海浜の保全

施策・事業	施策の概要
自然海浜保全地区（山口県自然環境保全条例）	・自然海浜の保存と適正利用を図るため、山口県自然海浜保全地区条例に基づき、地元関係者の理解と協力のもと、自然海浜保全地区が指定されています。 ・自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出が必要となります。 ＜指定状況＞ 刈尾自然海浜保全地区；2.38ha、海岸線300m
自然海岸の保全対策	・台風等により高潮浸水被害を受けた場合は、護岸等の整備を図り、自然海岸の保護対策を進めます。

2) 河川・ダム湖・ため池の保全

施策・事業	施策の概要
多自然型工法	・生物の良好な生息・生育環境に配慮しつつ、美しい水辺景観を創出するため、多自然型工法による護岸整備を図ります。 ＜実績＞ 黒木川河川改修 L=850m 隅田川河川改修 L=365m （令和元(2019)年度） 苔谷川河川改修 L=490m （平成25(2013)年度完了）

【基本方向 ②】 自然環境との共生に配慮した緑の保全、育成

森林・樹林地や、農地、水辺等を中心に、在来生物の保全や地域の生態系の維持保全など生物多様性の確保や、生物の移動空間の確保を含めたビオトープネットワークの形成と自然環境との共生に配慮した循環型の都市づくりを進めます。

(1) 生物多様性の確保

生物多様性の確保に向け、市民との協働による野生生物の現況調査を進めるとともに、外来生物については、法に基づき適切な対策を進めます。

施策・事業	施策の概要
環境モニタリングの実施	・周南市が実施している環境モニタリングについて、効率的な測定地点の設定や測定結果の評価方法を検討しつつ、今後も継続していきます。 ＜環境モニタリング＞ 水質；市内河川水の生活環境項目（BODなど） 大気；降下ばいじん 騒音；環境騒音、自動車騒音 ・水環境等の自然環境の変化に対しては、市民の目からも観測・評価できる環境モニタリングの仕組みの導入を図ります。 ・環境の指標となる生物の定期的・定点的な採取をイベントとして行う等、環境意識の啓発にも役立てます。
野生生物の保全対策の推進	・生態系との調和を踏まえた森林整備、多自然型護岸の整備、藻場や干潟の保全・再生など、野生生物の生息・生育環境の保全や再生に努めます。
外来生物の防除対策の推進	・法令に基づき、国や県と連携して、適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。また、生態系等への被害が生じる恐れがある場合は、防除対策を検討します。

(2) ビオトープネットワークの形成

中山間地域の森林・樹林地、農地から海浜、島しょ部まで、河川を軸として、ダム湖、ため池、公園・街路樹等の拠点となる水と緑において、多様な生物の生息空間を確保し、ビオトープネットワークの形成を進めます。

施策・事業	施策の概要
ビオトープネットワークの形成	・生物の多様性に配慮した森林整備、再生事業や里山保全活動、環境保全型農業の促進、河川、ため池等の護岸における多自然型工法の活用等により、様々な空間において、ビオトープの創出を図ります。 ・公園や学校等のオープンスペースを活用して、ビオトープの拠点となる空間の創出に努めます。

(3) 循環型の都市づくり

緑に関する資源やエネルギーの循環・効率化等、循環型都市づくりに向けた各種施策を進めます。

施策・事業	施策の概要
森林資源を活用したバイオマス材の活用促進	・緑豊かな自然環境や木質バイオマス材を燃料とする発電設備を有する本市の特性を活かし、市内コンビナート企業や関係機関と連携を図り、市有林を活用した早生樹種による木質バイオマス材の生産・利活用に取り組み、森林資源の循環利用を推進します。
緑のリサイクル事業	・公園・街路樹等の公共施設で発生する伐採木や剪定枝を木質バイオマス燃料として有償提供し、市内コンビナート企業の発電に利用することで、温室効果ガス排出の削減や循環型社会の構築に取り組みます。 ・公園・街路樹の維持管理で発生する樹木の伐採木や剪定枝は、チップ化処理を行い、マルチング材や堆肥として再利用を図ります。

2. 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり

【基本方向 ③】 利用者の多様なニーズに対応した緑とオープンスペースづくり

子どもから高齢者まで、また、日常的な利用から広域的な利用まで、多様なニーズに対応した公園・緑地等の整備・管理・運営の充実を図ります。

（１）求められる多様なニーズへの対応

成熟した都市型社会においては、スポーツ・レクリエーションはもとより、健康志向、歴史・文化等の生涯学習意欲の高まりから、憩い、集い、散策、スポーツ、健康づくり、自然とのふれあいといった多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。

施策・事業	施策の概要
公園・緑地の利用促進	・市民との協働により、利用者のニーズに応じた公園機能の充実や、広報、イベントの開催による公園のPR、情報の提供等を図り、公園の利用率や満足度の向上を図ります。
スポーツ環境の充実	・市民が気軽に参加できるスポーツイベントや大規模な大会、プロスポーツ等、多様なスポーツに対応できるよう、スポーツ施設の充実を図ります。
健康づくりの促進	・地域住民が気軽に利用できる健康づくりの場として、公園利用者のニーズに応じた施設となるよう機能の充実を図ります。
身近なビオトープの創出	・生物の好む樹種の選定や野生生物の生息・生育空間の創出に努め、生態系保全に配慮した公園の保存を進めます。
地域の歴史の共有と継承	・指定史跡はもとより、地域に根ざした歴史・文化の再発見と共有、継承を図るため、地域の歴史・文化的資源を活かし、公園の利用を促進します。

（２）利用しやすい公園づくり

子どもから高齢者まで、誰もが安全、快適に利用できるようにユニバーサルデザインによる公園整備を進めるとともに、計画段階からの市民参画を基本とした公園づくりを進めます。

1) ユニバーサルデザインによる整備・充実

施策・事業	施策の概要
移動等バリアフリー基本構想	・周南市移動等バリアフリー基本構想に基づき、安全で快適な移動空間を確保するため、公園のバリアフリー化を進めます。 ・公園内の施設整備にあたっては、都市公園移動等円滑化基準に基づいて行います。

2) 市民参画による公園づくり

施策・事業	施策の概要
ワークショップの開催及びアンケートの実施	・公園整備においては、事前に地域住民が参画するワークショップの開催やアンケート等を実施し、市民ニーズに即した、利用しやすい施設整備に努め、地域が主体的に管理するための仕組みづくりを誘導します。また、周辺環境に配慮し住民の意向に沿った樹種を選定するなど、地域のシンボルとなる緑化を進め、地域が主体となった緑化活動を推進します。

(3) 質の高い緑の管理・運営手法の確立

公園・緑地を中心とした緑について、より充実した緑へと高めていくための管理・運営手法を確立していきます。

1) 管理・運営手法の充実

施策・事業	施策の概要
緑の管理体制の統合	・多様な施設の緑に関する管理を統括指導する体制を確立し、効率的かつ統一のとれた管理をめざします。
緑の管理計画の策定	・長期的な緑の管理のあり方や方向性の明確化、整備の進展に対応した緑の管理計画を策定します。
緑の現況調査の実施	・公園、街路樹や樹林地の配置や内容等緑の現況の基礎調査を定期的に行います。
サービスの充実	・大規模公園においては、利用者に対する接客や施設利用にあたっての広報、情報提供の充実を図ります。
安全の確保	・公園パトロールによる日常点検や定期点検、指導の実施等、遊具等の安全な利用に向けた、管理の充実に努めます。 ・長寿命化計画に基づき、老朽化が進行した施設の計画的な改修・修繕・更新を実施し、施設の安全確保に努めます。
公園施設管理の一元化、システム化	・公園施設の利用に関して、インターネットを活用した利用案内情報提供・申込みシステムの導入を図る等、管理の一元化と利便性の向上に努めます。
公民連携手法の活用	・公園や周辺のオープンスペース等の効果的・効率的な整備・管理・運営を図るため、 <u>指定管理者制度</u> 、 <u>公募設置管理制度</u> （Park-PFI）、 <u>PFI手法</u> をはじめとする公民連携手法の活用を検討します。 ・公園の維持管理のための安定的な財源確保と、利用者に対し提供するサービスの向上に向け、 <u>ネーミングライツ</u> の導入に取り組みます。

【基本方向 ④】 身近なオープンスペースの確保

都市公園を中心として、市民の多様なニーズに対応した身近なオープンスペースの確保を図ります。

(1) 公園・緑地の適切な配置

都市公園の整備については、利用者の多様なニーズへの対応に配慮しつつ、都市公園の種類ごとの機能や地域の特性に合わせた配置に努めます。特に住区基幹公園の内、地区の人口や年齢構成の変化、施設の老朽化等により利用しにくいものは、地域の特性やニーズ、他のオープンスペースの配置等を的確に把握し、地域の将来像を含め、地域住民と連携を図りながら適正な配置に努めます。

表Ⅳ-1 都市公園の種類

種類	種 別	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園 主として街区内に居住する市民が利用することを目的に設置する公園であり、0.25ha程度の面積を標準とします。
	近隣公園	主として近隣に居住する市民が利用することを目的に設置する公園であり、2ha程度の面積を標準とします。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する市民が利用することを目的に設置する公園であり、4ha程度の面積を標準とします。
	都市基幹公園	総合公園 都市住民全般の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とする公園であり、1箇所あたり10～50haの面積を標準とします。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の利用を目的とする公園であり、1箇所あたり15～75haの面積を標準とします。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即して配置します。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について配置します。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準とします。
緑 道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置します。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用を目的として配置します。

(参考) 住区基幹公園における誘致距離標準

街区公園：250m

近隣公園：500m

地区公園：1,000m

1) 住区基幹公園

施策・事業	施策の概要
街区公園	・地域コミュニティにおいて最も身近な公園として、地域の特性に合わせた配置を検討します。また、地域のニーズや実情に応じて既設公園のリニューアルを行います。 <整備実績> 街区公園 26.76ha
近隣公園	・主に徒歩圏内に位置する身近な公園として地域の特性に合わせた配置を検討します。また、地域のニーズや実情に応じて既設公園のリニューアルを行います。 ・大津島公園は回天訓練基地跡等歴史資源が多くあるため、歴史資源の保全と活用により交流空間やレクリエーション拠点の創出を図ります。 <整備実績> 近隣公園 36.89ha

2) 都市基幹公園

施策・事業	施策の概要
総合公園	永源山公園 ・ユニバーサルデザインに配慮した各エントランスの整備により回遊性の確保を図るとともに、防災機能の強化に努め、計画区域の早期開設を図ります。 徳山公園 ・徳山動物園や周南市文化会館を有しており、広域避難地としての機能整備や観光・文化的機能を持つ都市公園として、動物園リニューアル整備を実施しています。 <整備実績> 総合公園 26.1ha（都市計画決定 34.1ha） 18.0ha（都市計画決定 25.9ha）永源山公園 8.1ha（都市計画決定 8.2ha）徳山公園

3) 特殊公園

施策・事業	施策の概要
墓園	大迫田墓園 大迫田墓園については、今後とも、墓地が持つべき清浄さや厳粛さに配慮しつつ、適切な維持管理に努めます。 <整備実績> 墓園 9.1ha (計画決定 16.3ha)

4) 緩衝緑地

施策・事業	施策の概要
緩衝緑地	周南緑地 - 住工分離の原則のもと緩衝緑地機能の保持に努めます。 - 東・中央緑地においては、周南市のスポーツ・レクリエーション機能を代表する施設として、ユニバーサルデザインに配慮した既存施設のリニューアルを検討します。また、隣接する周陽公園と一体として広域防災拠点としての機能充実に図ります。 - 西緑地においては市街地内における貴重な自然環境として保全と活用を図ります。 <整備実績> 緩衝緑地 79.6ha (計画決定 87.7ha)

5) 都市緑地・緑道

施策・事業	施策の概要
都市緑地	都市緑地については、都市環境の向上に向けて既設緑地の保全・充実に図ります。 <整備実績> 都市緑地 8箇所 2.48ha
緑道	周南緑道については、避難路の確保及び都市環境の向上に向けて緑の保全・充実に図ります。 <整備実績> 緑道 1箇所 1.60ha

(2) 身近なオープンスペースの充実

地域住民の日常生活において身近な存在となっている児童遊園等の既設のオープンスペースの充実を図るとともに、道路・河川等の公共空間を活用したオープンスペースの確保や、民有地等を活用した新たな展開を検討していきます。

1) 身近なオープンスペースの活用

施策・事業	施策の概要
児童遊園・ちびっ子広場	・歩いていける身近な場所での交流の場や遊びの場として、設置または補助を図り、有効に活用します。 ・設置基準を設け、子どもの遊び場としての必要性を検証します。 ・児童遊園の活用目的と効率的な維持管理の方策を検討します。 <実績> 児童遊園 48箇所 46,589㎡（市が設置し地域で管理） ちびっこ広場 25箇所 11,012㎡（地域での設置等に補助）
普通公園・農村公園	・都市計画区域外に立地する普通公園、農村公園については、地域の身近なオープンスペースとして、地域住民との協働による維持管理に努めます。 <実績> 普通公園 4箇所 31,200㎡ 農村公園 6箇所 10,200㎡
オープンガーデンやコミュニティガーデンの展開	・個人の庭を一定のルールのもとに公開するオープンガーデン活動や市民が主体となって身近な空地等を緑化し、“地域の庭”をつくるコミュニティガーデン活動等、緑化活動を通じて市民が交流する仕組みづくりを検討します。
より柔軟なオープンスペースの創出・活用	・公共用地と民間用地を一体的に活用することで、居心地がよく快適な空間を創出するなど、より柔軟なオープンスペースの創出と活用、その仕組みづくりについて検討します。

2) 道路、ポケットパーク

施策・事業	施策の概要
道路空間の利用	・主要道路や沿道等の余裕のある道路空間を利用して、緑化修景、ポケットパーク等の整備・充実を図り、歩行者の憩いの場の創出に努めます。

3) 河川

施策・事業	施策の概要
河川の公園的整備	・河川においては、自然との調和を図りながら、水とふれあえる環境として、親水空間の創出を図ります。

4) 海辺

施策・事業	施策の概要
海浜の公園的整備	・市民の憩いの場となる、うるおいのある水辺空間の創出を図ります。 ・長田海浜公園、晴海緑地公園は、市民の憩いの場として引き続き適切な維持管理を行うとともに、活用を図ります。

(3) 公共グラウンド等の活用

学校のグラウンドや各地域に立地している公共グラウンド、運動場等については、適切な維持管理に努め、既存ストックを活用した身近なオープンスペースの確保に努めます。

1) 学校グラウンドの活用

施策・事業	施策の概要
学校施設の有効利用	・周南市学校施設使用条例他に基づき、地域の貴重なオープンスペースとして、引き続き各種行事、スポーツ活動等への利用を図ります。

2) 公共グラウンド等の活用

施策・事業	施策の概要
公共グラウンド等の活用	・各地域に整備されている公共グラウンドや運動場等については、市民が気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設として、適切な維持管理に努めます。
その他	・市域西側における新たなスポーツ・レクリエーション施設として、桑原不燃物処理場跡地の活用を検討します。

【基本方向 ⑤】 緑によるうるおいのあるまちなみの創出

道路や河川、学校等の公共空間や、住宅地、商業・業務地、工業地といった民有地の緑化を促進し、緑豊かなうるおいのあるまちなみの創出を図ります。

（１）公共空間の緑化

道路や河川、学校等の公共空間は、多くの人々が集まり、交流する場であるため、地域特性や周囲の景観に配慮した質の高い緑化を図り、良好な都市景観・環境を形成していきます。

１）道路の緑化

施策・事業	施策の概要
街路樹	- 道路に必要な機能を確保したうえで、地域の特性や意向を踏まえ、適正な配置に努めます。 - 配置する樹種については、地域特性を考慮して選定します。 - 長期的な管理計画を作成し、適切な維持管理のもと樹木の質の向上を図ります。
歩行者空間の緑化	・花による沿道施設の緑化誘導により緑豊かな都市景観の創出を図ります。
緑の都心軸の整備	・中心部の幹線道路において周南市らしい緑の都心軸を形成します。

２）河川の緑化

施策・事業	施策の概要
堤防・法面の緑化	・各河川の状況を考慮しつつ、グランドカバーにより堤防、法面の緑化を図ります。

３）学校の緑化

施策・事業	施策の概要
学校ビオトープの創出	学校にビオトープを創出し、身近な自然とふれあえる環境づくりに努めます。 ＜実績＞ 福川小学校
環境学習に利用できる緑化	- 植物の成長の観察、環境美化等、教育を目的として各学校で花壇づくりに取り組みます。 - 自然観察の場、休憩地等となる学校林については、学校と協力しつつ維持管理の仕組みづくりを検討します。 ＜学校林保有学校＞ 小畑小・三丘小・八代小・須々万中・鹿野中

4) 公共施設の緑化

施策・事業	施策の概要
官公庁施設の緑化	・市役所や支所等の官公庁施設については、地域や地区の拠点として風格やシンボル性を有し、市民に親しまれる緑化を維持します。
文化施設の緑化	・文化会館や美術博物館といった、多くの人々が訪れる施設においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、施設の魅力を向上させる緑化を維持します。

(2) 民有地への緑化誘導

住宅開発における指導や、屋上・壁面緑化への支援、住工分離を目的とした工業地の緑化といった、目的に応じた手法により、民有地の緑化を誘導します。

1) 住宅地の緑化

施策・事業	施策の概要
地区計画制度	・都市計画法に基づき、地区特有のルールを作り住民との協働により、緑豊かなまちなみの創出と景観の統一化を図ります。
開発許可制度	・開発行為を行う際に事前に市長の許可が必要となります。一定要件以上の開発においては開発区域の面積の3%以上の公園・緑地等を確保します。
屋上緑化・壁面緑化への支援	・緑化スペースに制約がある住宅や中高層住宅において、屋上緑化や壁面緑化等、施設の緑化促進に対する支援方策の導入を検討します。
緑地協定	・良好な住環境を創出するため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結します。

2) 商業・業務地の緑化

施策・事業	施策の概要
屋上緑化・壁面緑化への支援	・屋上緑化や壁面緑化等、施設の緑化促進に対する支援方策の導入を検討します。

3) 工業地の緑化

施策・事業	施策の概要
工場立地法	・工場立地にあたっては、周辺の生活環境との調和と環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地法及び周南市工場立地法地域準則条例に基づき、緑地等の整備を促します。
協定	・臨海工業地においては緑地協定等の締結により、住工分離の原則のもと、緩衝帯となる緑地を確保し維持します。

3. 災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり

【基本方向 ⑥】 安心・安全に暮らせる緑の創出

市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、防災拠点となる公園・緑地の機能の充実や、火災の延焼等を軽減、緩和する緑地、自然災害からまちを守る緑地の配置に努めます。

(1) 災害時の避難地、避難路の配置

広域的な防災拠点となる大規模公園から、一次避難地等の地域に身近な公園・緑地まで、規模に応じた防災機能の充実、緑道や歩道等の避難路の配置に努めます。

1) 防災拠点等の配置

施策・事業	施策の概要
防災公園の配置	広域防災拠点 ・周南緑地（東・中央緑地）及び周陽公園が一体的に広域防災拠点として位置づけられており、災害時における救援活動拠点、救援物資輸送の拠点、復旧、復興機材の集積拠点として防災機能の充実に努めます。 地域防災拠点 ・永源山公園が地域防災拠点として位置づけられており、救援部隊の駐留・活動拠点、救援物資輸送の拠点として防災機能の充実に努めます。 広域避難地 ・徳山公園が広域避難地として位置づけられており、防災機能の充実に努めます。 一次避難地 ・既成市街地における近隣公園や、周辺施設と一体化した一定規模以上の街区公園については、一次避難地として位置づけられており、避難場所となる広場等の施設管理に努めます。

2) 避難路等の配置

施策・事業	施策の概要
緑道	・既成市街地において、災害時における避難路を確保するため、既存緑道の適切な維持管理に努めます。
歩道、植栽帯	・避難地にアクセスする道路等において、歩道の充実や緩衝帯となる植栽帯を配置し、安全な移動空間を確保します。

３）公園と公共施設の一体的な配置

防災活動の効果的な機能充実を図るため、学校教育施設やコミュニティ施設等の公共施設との一体的な公園配置に努めます。

施策・事業	施策の概要
防災拠点等の効果的な機能充実	・防災活動拠点としての機能を有する公園の配置において、小中学校等の教育施設や、グラウンド等の体育施設、 <u>市民センター</u> 等のコミュニティ施設、さらには医療、保健施設等の立地状況を勘案し、相互に効果的な機能が発揮できるよう、一体的な配置に努めます。

（２）災害を軽減、緩和する緑地の配置

臨海部の工業地における協定緑地をはじめとして、市街地における火災の延焼等、大規模災害を軽減、緩和する緑地の配置に努めます。

施策・事業	施策の概要
工場立地法	・工場立地にあたっては、周辺的生活環境との調和と環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地法及び周南市工場立地法地域準則条例に基づき、緑地等の整備を促します。
協定	・大規模な災害につながる可能性がある臨海工業地においては、緑地協定等の締結により、緩衝帯となる緑地を確保し維持します。
身近な緑の充実	・都市公園や社寺境内地の樹木、樹林地は、火災の延焼等を防止、軽減する役割を担うため、火災に強い樹種の選定を含め、適切な維持管理により緑の保全・育成に努めます。
街路樹の樹種選定	・街路樹は、火災の延焼防止、軽減する役割を担うため、火災に強い樹種を選定する等、防災に配慮した配置に努めます。

（３）自然災害を防止する緑地の配置

地すべり等の自然災害からまちを守るため、各種法制度に基づく森林・樹林地の保全に努めます。

施策・事業	施策の概要
規制・誘導による森林・樹林地の保全	・保安林や砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の適切な維持、管理と誘導により、自然災害を防止する森林、樹林地の保全に努めます。

4. 地域の個性や資源を大切にしたい美しいまちづくり

【基本方向 ⑦】 緑とオープンスペースをいかした市街地のイメージアップ

都市・地域の“顔”となる地区を中心に、緑化による緑をいかした都市の魅力の向上を図ります。

（１）中心市街地におけるにぎわいの創出

緑の充実により中心市街地の魅力の向上とにぎわいの創出を図るため、都市の玄関口といえるＪＲ徳山駅周辺を中心として、各種事業等と併せた計画的な緑化を進めます。

施策・事業	施策の概要
駅前空間の緑化	・ＪＲ徳山駅の駅前空間において、都市の顔となる、シンボリックな緑化の充実を図ります。
広場・公園	・中心市街地等の商業、業務地において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用を目的として、広場・公園の利活用を推進します。
中心市街地活性化基本計画	・中心市街地活性化基本計画に基づき、市民と協働しつつ、にぎわいのある中心市街地の形成に向けた計画的な緑化を進めます。

（２）緑をいかした地域の“顔”づくり

緑をいかした地域の“顔”づくりを進めるため、鉄道駅や支所周辺において、地域特性に応じた魅力ある緑化を進めます。

施策・事業	施策の概要
駅前空間の緑化	・鉄道駅の駅前空間において、地域の顔となる、シンボリックな緑化の充実を図ります。

【基本方向 ⑧】 地域の個性や資源の保全・活用

自然や歴史・文化といった地域の個性や資源をいかし、周辺の緑と融合・調和した魅力の創出を図ります。

（１）優れた自然資源の活用

緑豊かな森林・樹林地をいかし、美しい景観を眺めることができる眺望地の保全・活用を含め、自然とふれあえる施設の充実を進めます。

１）眺望地の保全・活用

施策・事業	施策の概要
眺望地の保全・活用	・太華山山頂広場や若山城跡、烏帽子岳ウッドパーク等、市街地や瀬戸内海等を眺めることができる眺望点においては、周辺樹木の適正管理等による眺望の確保とともに、眺望点に至る遊歩道の適切な維持管理に努めます。

２）自然をいかしたレクリエーション機能の充実

施策・事業	施策の概要
自然とふれあえるレクリエーション施設の充実	・長野山緑地については、都市と農村の交流など自然とふれあえる場として活用を図ります。 ・須々万ふれあいの森については、レクリエーション活動の場として活用を図ります。 ・山麓部の緑を管理できる遊歩道を兼ねた管理道路・通路の適切な維持管理に努めます。

（２）歴史・文化的資源を活用した魅力の創出

地域の魅力を創出するため、各種制度を利用した地域固有の歴史・文化的資源、貴重な樹木・樹林の保全に努めるとともに、観光資源としての活用を図ります。

１）貴重な樹木・樹林の保全、活用

施策・事業	施策の概要
天然記念物 (樹木・樹林に関するもの)	・天然記念物のうち樹木・樹林について、継続して適切な管理に努めます。 ・また、調査により貴重なものについては指定手続きを進めていきます。 ＜令和２(2020)年６月現在＞ 国指定；大玉スギ 県指定；秘密尾の氷見神社社叢、須万風呂ヶ原のエノキ 市指定；明神の藪、周方神社社叢、二俣神社社叢、高瀬先山のミズメ、興元寺のイチョウ、掘貫溜池周辺の植物
保存樹・保存樹林 (樹木保存法)	・貴重な樹木・樹林地、巨樹・巨木について、必要に応じて、保存樹・保存樹林としての保護を検討します。また、地域住民の協力と適切な維持管理による保全に努めます。
貴重な樹木の保全	・<u>景観法</u>による指定基準及び景観計画の指定方針に基づき、景観重要樹木の候補となる資源をリスト化しながら、必要に応じて指定の検討を行います。

２）歴史・文化的資源の魅力の創出

施策・事業	施策の概要
観光機能の充実	・優れた観光資源として周辺を含めた魅力の創出を図ります。 ・歴史・文化の学習や体験が出来る機会の充実に努めます。 ・様々な歴史・文化的資源の情報発掘と積極的なPRに努めます。
指定文化財	・地域固有の歴史や文化を伝える文化財の適切な保護と積極的な活用を通じて地域の魅力を創出するため、文化財保存活用地域計画の策定を目指します。
景観計画区域	・周南市全域が景観計画区域であり、山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和、地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全と継承を図ります。

5. 公民連携による活力のあるまちづくり

【基本方向 ⑨】 公民連携による緑のまちづくりの推進

市民協働による緑化活動を展開するため、市民主体の活動への支援やその仕組みづくり、地域間の連携による都市と農村の交流促進、そして、これらの様々な活動に向けた人材の育成を図ります。

また、公園やオープンスペース等の整備や維持管理に係る財政負担の軽減、サービスの向上や新たな価値の創出といった質の高い空間形成・魅力向上のため、民間事業者の資金や知識、技術力等を導入し、市と事業者が協力・連携する取り組みを進めます。

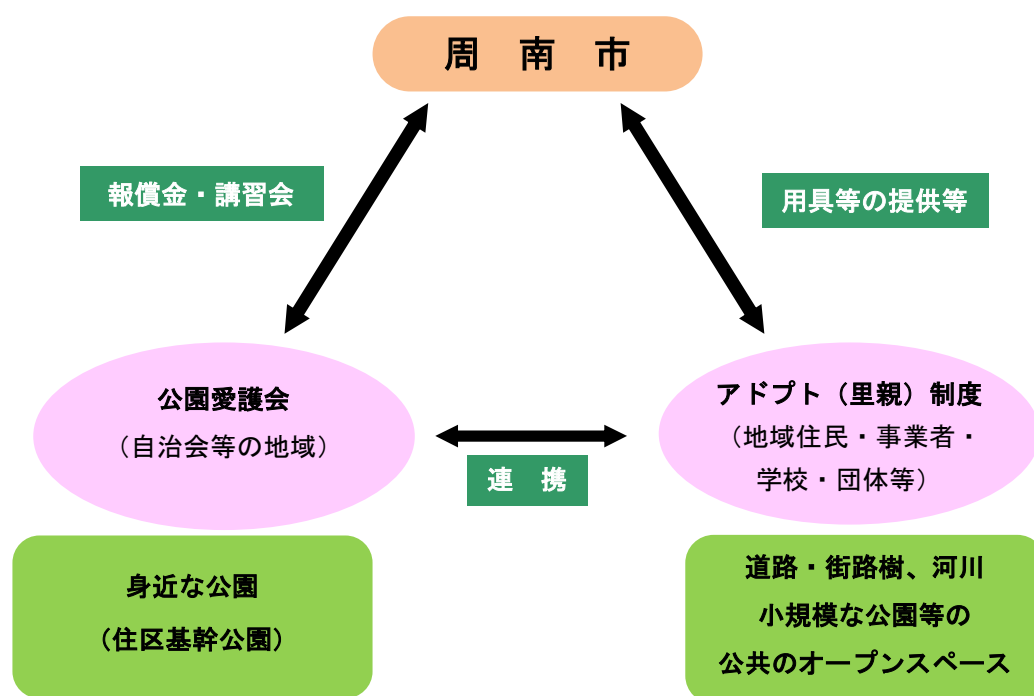
(1) 参画と協働のまちづくりの推進

市民の参画と協働による緑化の推進を図るため、公園や街路樹等の維持管理や運営等への参画とその仕組みづくりを進めます。

施策・事業	施策の概要						
公園愛護会、アドプトシステム（環境清掃里親制度）等の推進	公園愛護会や環境清掃里親制度を拡充する等、公園や道路の維持管理に関する管理運営団体を育成し、市民の手による美化清掃活動を促進します。 <実績> 公園愛護会； 142団体（令和2（2020）年10月現在） 環境清掃里親制度参加団体； 55団体（令和2（2020）年3月末現在）						
市民意向に沿った公園緑化	公園整備においては周辺環境に配慮し住民の意向に沿った樹種を選定する等の地域のシンボルとなる緑化を進め、地域が主体となった緑化を誘導します。						
環境学習支援プログラム及びエコすごろく	環境学習会及びしゅうなん出前トークの実施により、環境学習支援プログラム及びエコすごろくの普及に努めます。						
市民参加型緑化事業の推進	公園の整備や管理運営に市民が参加しやすく、地域での管理運営組織が確立しやすくなるように、市民参加の組織体制づくりに関する基本ルールの制定を検討します。						
ゆめ花博の成果を活かしたまちづくり活動支援事業	花と緑を活かした地域づくりやまちづくりの推進、県民・市民活動の活発化と人材育成、公園等の地域資源の新たな利活用等の山口ゆめ花博で得られた成果が、今後更に継承される取り組みを支援します。 <令和2（2020）年度 補助事業実施数> <table><tr><td>市実施分</td><td>3件</td><td></td></tr><tr><td>地域団体実施分</td><td>4件</td><td>計 7件</td></tr></table>	市実施分	3件		地域団体実施分	4件	計 7件
市実施分	3件						
地域団体実施分	4件	計 7件					

表Ⅳ-2 公園における市民参画の形態

項目	公園愛護会	アドプト制度
参加者	自治会、老人会等の地域コミュニティ団体が主体	地域団体のほか学校、事業者、個人等の多様な参加
活動場所	街区公園、近隣公園等の身近な公園が中心	公園のほか、道路、河川等を含む場合が多い
活動内容	清掃、除草等の維持管理を中心とした活動	清掃、除草等の維持管理を中心とした活動
活動の特徴	地域密着型の活動であり、公園に愛着を持ち日常的な見守り等プラスアルファの活動も期待できる	参加しやすい仕組みであり、子どもから高齢者までの幅広い世代、広域からの参加も可能である
行政支援	報償金の支払い 活動内容に伴う講習会等	用具・機材等の提供・貸与、顕彰制度等 (報償金等の金銭的な支払いはない)



図Ⅳ-1 市民参画形態

(2) 緑化活動・花いっぱい推進

市民との協働による永続的な花いっぱい運動を推進するため、その仕組みづくりを図ります。

施策・事業	施策の概要
緑化資材の提供	・市民の緑化活動に対して、種や花苗等の緑化資材を提供します。
地域花壇への花苗の配布	・年2回、市民センターを通じて、育苗グループが育成した花苗（サルビア等）を地域花壇へ配布します。 <令和元(2019)年度実績> サルビア23,270本、マリーゴールド28,660本、ハボタン27,187本、キンセンカ18,715本、その他1,200本を257花壇へ配布。
緑の募金による助成	・山口県と連携しつつ、緑の募金を通じた学校等への緑化木無償配布、その他植樹活動への助成を行います。

(3) 緑を通じた都市と農村の交流促進

都市と農村の交流を促進するため、各種事業自然環境や農山漁村、歴史的風土とふれあえる機会を創出します。

施策・事業	施策の概要
体験交流事業の推進	・豊鹿里パークや大田原自然の家等の施設において、自然体験や農業体験といった都市と農村の交流を促進する、体験交流事業を推進します。 ・都市部の人たちと緑豊かな農山漁村地域の人たちの、自然・伝統・文化・暮らしなどの地域固有の資源を活用した、体験・滞在型の交流を推進します。

(4) 民間活力を活用したまちづくりの推進

公園やオープンスペース等の整備、管理、運営に民間事業者の資金・技術力等を導入することで、魅力アップや快適性及びサービスの向上、また、運営の効率化等を図ります。

施策・事業	施策の概要
公民連携手法の導入・検討	・周南緑地、永源山公園、徳山公園、鹿野天神山公園等の大規模な公園については、指定管理者制度やPFI手法等、民間事業者の資金や技術力等を活用する手法の導入により、効果的かつ効率的な整備・管理・運営を推進します。 ・主に市街地内の公園については、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用による公園利用者の利便性の向上や施設管理の効率化など、民間活力を活用したまちづくりへの取り組みを推進します。 ・その他、公園を含むオープンスペース等の効果的・効率的な整備や管理運営等に、民間事業者が参加、協力、連携できる体制や仕組みづくりを検討します。

【基本方向 ⑩】 緑を守り、増やすための人づくり

緑の保全、創出に向けた緑化に関する人材の育成を図るため、各種媒体を通じて市民の緑化意識の高揚・啓発や緑化に関する知識・技術の普及を図ります。

（１）緑化意識の高揚・啓発

市民の緑化意識の高揚・啓発を図るため、ホームページや広報誌等を通じて、緑に関する情報提供や、様々なイベントの開催、表彰制度の拡充を進めます。

施策・事業	施策の概要
広報活動の充実	・周南市ホームページ、広報誌、緑化に関するパンフレットにおいて、緑の基本計画に関する情報、講習会やイベントのお知らせ、意見の収集や交換等、周南市の緑に関する情報を提供します。
表彰制度	・花壇コンクール等、市民において、自主的に取り組まれている様々な緑化活動に対する表彰制度を充実させ、市民の緑化意識の啓発に努めます。 〔周南市花壇コンクール〕 参加団体（地域・職域・団体の部；13団体、学校の部；13団体） 表彰（各部門：最優秀賞1団体、優秀賞3団体、特別賞1団体、奨励賞8団体）
緑に関するイベントの開催	・永源山公園のつつじ祭りやゆめ風車まつりといった周南市が共催するイベント、また国、県が主催するイベントと連携しつつ、緑化に関するイベントを開催し市民の緑化意識の高揚を図ります。

(2) 緑に関する知識・技術の普及

緑に関する様々な知識や技術の普及を図るため、樹木名板の設置や様々な講習会等の開催を進めます。

施策・事業	施策の概要
樹木名板の設置	公園内の樹木に樹木名板を設置し、花と緑へのふれあいや自然環境について学ぶ機会を提供することで、地域の樹木に愛着を持ってもらうとともに、緑化意識の高揚を図ります。 <令和元(2019)年度実績> 設置公園数(累計) 97公園
講習会の開催	- 緑化知識に精通した方と連携し、市民参加による樹木観察会、緑化教室、枝打ち体験会等を開催し自然に親しみ、自然に学ぶ場を提供します。 - 周南緑地の西緑地を活用して、樹木や野草などの植物や自然についての基礎知識を学ぶ講習を実施します。 - 市内在住で、地域の花壇管理に関わりのある方を対象に、花苗育苗の基礎や花壇への植栽実習を行う「地域花壇づくり講座」を開催します。 <令和元(2019)年度実績> 樹木観察会 1回 32人参加 地域花壇づくり講座 1回 14人参加
郷土樹種バンク等設立	周南らしい環境を植生から保全していくため、郷土樹種の種子や育成方法等のデータを蓄積した郷土樹種バンクや育苗場の設立を検討します。

(3) 緑や環境に関する学習

学校における環境学習を充実させ、子どもたちが緑や環境を学ぶ場の提供を図ります。

また、京都大学フィールド科学教育研究センターとの連携を図ることで、自然や環境に関する学習を推進し、人材育成を行います。

施策・事業	施策の概要
環境学習に活用できる教育施設の緑化	植物の成長の観察、環境美化等の教育を目的として、花壇づくりに取り組みます。
環境学習の充実	専門的な知識や技術を持ったゲストティーチャーを招く等、学校の地域性や特色をいかした環境学習を積極的に推進していきます。
講座の開催	京都大学フィールド科学教育研究センターと連携を図り、学生及び一般市民を対象とした講座を開催し、自然や環境に関する学習を推進します。 <令和元(2019)年度実績> 実施数 3回 56人参加(のべ人数)